

○少年補導員制度運営要綱の制定について（例規通達）

令和2年1月7日

佐本人少発第2号

改正 令和4年6月29日佐本人少発第137号

令和6年9月11日佐本人少発第227号

少年補導員制度運営要綱の制定について（例規通達）

少年補導員については、「「少年補導員設置要綱」の制定について」（昭和42年8月1日付け佐警本例規（防）第11号。以下旧通達という。）により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり「少年補導員制度運営要綱」を制定し、令和2年1月7日から施行することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達については廃止する。

別添

少年補導員制度運営要綱

第1 目的

本要綱は、地域社会における少年の非行防止活動等を積極的に促進し、少年の健全育成を図るため、少年補導員（以下「補導員」という。）制度の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

- 1 補導員は、少年の非行を防止し、その健全育成を図るため、警察と協働して次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 非行少年等（少年警察活動規則第2条第6号から第10号に定めるものをいう。）の早期発見、補導活動
 - (2) 少年の規範意識の向上等に資する活動
 - (3) 有害環境の浄化に資する活動
 - (4) 非行集団の解体補導活動のための協力援助活動
 - (5) その他警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力
- 2 補導員は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条に規定する少年指導委員を兼務することができるものとする。

第3 委嘱

- 1 補導員は、警察署長（以下「署長」という。）の推薦により警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱するものとする。

- 2 署長は、管轄区域内に居住する者の中から適任者を推薦するものとする。
- 3 前項の推薦に当たっては、一定地域の居住者に偏しないよう配慮するとともに、次の要件を満たす人物を選出するものとする。
 - (1) 人格及び行動について社会的信望を有すること。
 - (2) 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
 - (3) 健康で実行力を有すること。
 - (4) 少年非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。
 - (5) 地域の実情に精通していること。
- 4 委嘱に当たっては委嘱状を交付し、補導員の委嘱状況を明らかにするものとする。

第4 任期

- 1 補導員の任期は2年以内とし、再任を妨げないものとする。
- 2 補導員の補欠により委嘱した補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 解嘱

- 1 署長は、管轄区域内に居住する補導員（以下「管轄補導員」という。）に次に掲げる事由が生じた場合には、速やかに本部長に報告するものとする。
 - (1) 管轄区域内に居住する者でなくなったとき。
 - (2) 刑罰法令に違反する行為、又は社会道徳上ふさわしくない行為があったとき。
 - (3) 心身の故障その他の理由から、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認められるとき。
 - (4) その他補導員の任務を遂行することに適さない事由があると認めるとき。
- 2 本部長は、前項の規定により適さないと認めるときは、任期中にかかわらず、解嘱することができるものとする。
- 3 署長は、管轄補導員が欠けたときは、速やかに、第3の規定に基づき、その後任者を推薦するものとする。

第6 定数

- 1 補導員の定数は、661人とする。
- 2 警察署ごとの補導員の定数は、各警察署の管轄区域内の人口、面積、少年を取り巻く各種の環境等を勘案して本部長が別に定めるものとする。

第7 補導員名簿

生活安全部人身安全・少年課長は、少年補導員名簿（様式第1号）を作成し、異動の都度整理・保管するものとする。

第8 少年補導員証

- 1 本部長は、補導員を委嘱したときは、少年補導員証（様式第2号。以下「補導員証」という。）を交付するものとする。
- 2 補導員は、補導員証を亡失し、又は盗難にあったときは、速やかに署長を経由して本部長に再交付を申し出るものとする。
- 3 署長は、管轄補導員が解嘱されたとき、又は前項の規定により再交付を受けた後、当該補導員証を回復した旨の届出を受けたときは、補導員証を回収するものとする。

第9 連絡協議会の運営

- 1 署長は、補導員の知識・技能の向上を図るとともに、管轄区域内における非行防止対策など少年の健全育成に関する連絡、協議を行うため、警察署単位又は管轄区域内にある地区単位の連絡協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。
- 2 協議会は、管轄補導員によって構成されるものとする。
- 3 協議会を代表するものとして補導員の互選により会長を定めるものとする。
- 4 協議会は定期的を開催するほか、署長の要請により、又は協議会の会長が必要と認めた場合等に随時開催するものとする。
- 5 協議会は必要に応じ学校を始めとした関係機関・団体等の代表者の参加を求めるものとする。

第10 会議録

署長は、警察署に会議録（様式第3号）を備え付け、協議会の状況をそれぞれ記録するものとする。

様式第1号(第7)

少年補導員名簿

管轄警察署	
受持交番等	

No. _____

委嘱年月日	年 月 日	解嘱年月日	年 月 日
ふりがな 氏 名			性別 男 女
生 年 月 日	年 月 日生		
住 居	〒 ー (固定電話) (携帯電話)		
職業(役職)	()		
勤 務 先	名 称 所在地		
主 要 経 歴			
所 属 団 体 ・ 役 職 名 等			
備 考			

様式第2号(第8)

少年補導員証

(表)

↑
5.5cm
↓

写 真

年 月 日

住所
氏名

佐賀県警察本部長 印

少 年 補 導 員 証

← 8.5cm →

(裏)

- 少年補導活動等に従事するときは、本証を必ず携帯すること。また、活動に当たり少年補導員であることを示す必要があるときは、本証を提示すること
- 本証を亡失し、又は盗難被害にあったときは直ちに届け出ること
- 少年補導員を解嘱されたときは、本証を警察署へ返納すること

様式第3号(第10)

会 議 録(協議会)

署 長	副署長	刑事官	課 長	係 長	主任・係

開催日時		年 月 日 自 時 分 至 時 分
開催場所		
出席者	補導員	ほか 人(別添のとおり)
	警察署	
会議内容		

様式第 1 号 (第 7)

(令 6 佐本人少発227・全改)

様式第 2 号 (第 8)

様式第 3 号 (第10)

(令 6 佐本人少発227・旧様式第 4 号繰上)